

# 揖斐川中部漁業協同組合

## 内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第9号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単位に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ・あまご・こい・うなぎ・おいかわ及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、籠釣、毛針釣、ルアー釣、友釣、がり、ころがし）に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
友 釣	掛針は2段迄とする。

- 2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ右欄の期間はこれを行ってはならない。

漁具・漁法	禁 止 期 間
が り ころがし	1月1日から10月1日 午前8時まで
あゆの餌釣	1月1日から8月15日まで
あゆの籠釣	
あゆの毛針釣	粕川滝の堰堤より上流の毛針釣は 1月1日から7月15日まで禁止する

(遊漁期間)

- 第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月11日から12月31日までの期間内で 組合が定めて公表する期間
あ ま ご	3月1日から9月30日まで
こ い う な ぎ お いかわ う ぐ い	1月1日から12月31日まで

- 2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示（及び岐阜新聞・中日新聞に掲載）してするものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
① 揖斐川西平発電所堰堤下流端から下流 150m までの間の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	全魚種
② 揖斐川平野庄橋下流に設置された国土交通省第 6 床固堰堤上流端から上流 70m、下流 70m の間の区域	4 月 15 日から 8 月 15 日まで	
③ 揖斐川西濃用水頭首工堰堤上流端から上流 150m、下流 50m の間の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
④ 揖斐川神戸大橋下流に設置された国土交通省第 7 床固堰堤上流端から上流 20m、下流 20m の間の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
⑤ 揖斐川揖斐川町脛永地先国土交通省第 8 床固堰堤中心から上流 20m、下流 20m の間の区域	1 月 1 日から 8 月 15 日まで	
⑥ 粕川下流左岸砂利プラント地先に設置された床固堰堤上流端から上流 20m、下流 30m の間の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
⑦ 粕川支流美東川の支流東谷全域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	

(全長制限)

第 6 条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ま ご	15 センチメートル
こ い	20 センチメートル
う な ぎ	30 センチメートル
う ぐ い	10 センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ	手釣・竿釣	2,000円	9,000円	500円
あまご、こい、うなぎ、 うぐい、おいかわ (以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣	800円	4,000円	500円

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳、書類等を提示しなければならない。

区分	遊漁料				現場加算料
	あゆ		雑魚		
	日釣	年釣	日釣	年釣	
中学生以下	無料	無料	無料	無料	無料
70歳以上の者	1,000円	5,500円	400円	2,500円	500円
心身障害者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)	1,000円	4,500円	400円	2,000円	500円

- 3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には第1項及び2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。
- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別記様式第 1 号による遊漁証承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第 2 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付 則

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。